

産業財産権を取得する市内事業所を支援します！

特許等取得事業助成金のご案内

令和2年4月現在 魚津市役所商工観光課

申請書様式は
魚津市 HP から
ダウンロード
できます。



市内に事業所を持つ中小企業で、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を取得する事業者が対象です。

（本社の所在地や、個人・法人を問いません）

対象経費	出願にかかる弁理士費用(印紙代は除く)
助成額	対象経費の4分の1（1円未満切捨て）
上限額	20万円
申請期限	出願後、3か月以内

提出書類

出願後と経費支払後の2回に分けてご提出ください。既に経費を支払われている場合は、まとめてご提出いただいても構いません。

【出願後】

- ①交付申請書（事業計画書、収支予算書を添付）
- ②市税等完納要件確認同意書
- ③対象経費の内訳がわかる書類（内訳が明記された見積書、請求書等の写し）
- ④出願を証する書類（特許出願書等の写し）

【経費支払後】

- ①実績報告書（事業成績書、収支清算書を添付）、請求書
- ②経費を支払ったことがわかる書類（領収書や払込受領証等の写し）

※見積書、領収書等はモノクロコピーで結構です。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

注意事項

- ・審査結果の合否は問いません。（不認定となった場合でも助成金を受けられます。）
- ・この助成金を受けることができるのは、1年度につき1回のみです。

【お問い合わせ先】 魚津市役所商工観光課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

☎ (0765) 23-6195 ✉ syokokanko@city.uozu.lg.jp